

令和6年度あきる野市社会福祉法人指導監査結果

令和6年度にあきる野市が所轄庁となる社会福祉法人のうち4法人に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施法人

No	法人名	主に経営する事業等	実施日
1	社会福祉法人 豊生会	特別養護老人ホーム 福楽園	令和6年9月9日
2	社会福祉法人 緑愛会	特別養護老人ホームあたご苑	令和6年10月2日
3	社会福祉法人 誠和会	誠和保育園	令和6年11月6日
4	社会福祉法人 富士の会	軽費老人ホームあきる野ケアハウス	令和6年12月4日

2 主な文書指摘及び口頭指摘の内訳

	文書指摘	口頭指摘
運営管理	4	9
会計経理	3	12
合計	7	21

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
会計処理 (規程・体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・統括会計責任者を適正に任命すること ・役員等への交通費の支給基準を整備すること ・会計帳簿を電磁的記録をもって作成し、保存する際は、経理規程に規定すること 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42 ・指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)-1 ・留意事項1の(1)、(2)、(4)
会計処理 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札契約に関する基準を遵守すること ・契約書の保存及び契約内容の明示を適正に行うこと ・随意契約の際は、見積りを適切に徴収すること ・契約等の手続きを適正に行うこと 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)-1、Ⅲ-4-(4)-3、Ⅲ-4-(4)-4、 ・留意事項1の(1)、(2)、(4) ・入札通知1-(3)、(4)
理事会の審議状況	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所等を理事会の決議により定めること ・理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員から同意を得ること ・監事監査及び決算承認のための理事会は、適正な時期に行うこと 	4	<ul style="list-style-type: none"> ・法第45条の14第1項、第9項、第45条の28、第45条の29、第45条の32 ・指導監査実施要綱Ⅰ-3-(2)-1、Ⅰ-5-(1)-1、Ⅰ-6-(1)-1

※指摘事項は一部改善中を含みます。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「法」＝社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「指導監査実施要綱」＝社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号老発0427第1号(最終改正：令和4年3月14日))

「規則」＝社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

「留意事項」＝社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号等連名通知)

「入札通知」＝社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号等連名通知)